

耐震診断・耐震設計・耐震改修について

耐震性の確保は、居住する人や使用する人の生命や財産を守るうえで重要です

昭和 56 年 6 月 1 日に改正された建築基準法では、地震に対する耐震の基準が強化されましたが、これ以前に建てられた住宅は、現行の耐震基準を満たさない場合があります。阪神・淡路大震災、鳥取県西部地震などの大地震では、耐震性を満たさない住宅の多くが被害を受けました。

南部町では、耐震診断・耐震設計・耐震改修について補助金制度を創設しておりますので、耐震化対策の一助としていただきますようお願い致します。

補助の対象(以下の全ての要件を満たすもの)

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築済または建築に着手された一戸建ての住宅。
- ・ 建築基準法に基づく違反建築物の措置を命じられていないもの。

無料耐震診断

対象建築物

- ・ 木造一戸建て住宅(プレハブ造・ツーバイフォー工法等は対象外、附属家・離れは対象外)
- ・ 在来軸組構法、伝統的構法のいずれかにより建築された住宅
- ・ 延べ面積の要件なし
- ・ 2 階建て以下

募集期間

- ・ 令和 8 年 5 月 1 日 から 令和 8 年 10 月 30 日 まで

有料耐震診断

対象建築物

- ・ 一戸建て住宅(プレハブ造は対象外)

募集期間

- ・ 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 1 月 30 日まで

補助金額

- ・ 耐震診断費(表 1 の区分による補助対象事業費が上限)の 10 分の 10

表 1

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	設計図書あり	136,000 円	136,000 円
	設計図書なし	204,000 円	204,000 円
非木造	第二次診断法以上の診断法を行うこと	204,000 円	204,000 円

※以下の設計・改修事業については、耐震診断結果が「耐震性が不適合」だった場合
にご検討ください。

耐震設計

対象建築物

- ・木造一戸建て住宅(プレハブ造は対象外)
- ・耐震診断を行い、耐震性が不足していると判定されたもの(評点 Iw が 1.0 未満のもの)

募集期間

- ・令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 1 月 30 日まで

補助金額

- ・耐震設計費(表 2 による補助対象事業費が上限)の 10 分の 10

表 2

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	補強後の判定値(Iw)が 1.0 以上	320,000 円	320,000 円

耐震改修(全体)

対象建築物

- ・木造一戸建て住宅(プレハブ造は対象外)
- ・耐震診断を行い、耐震性が不足していると判定されたもの(評点 Iw1.0 未満のもの)で、補強設計が完了しているもの。

募集期間

- ・令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

補助金額

- ・耐震改修工事費(表 3 による補助対象事業費が上限)の 10 分の 10

表 3

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	補強後の判定値(Iw)が 1.0 以上	1,750,000 円	1,750,000 円

耐震改修(居室単位)

対象建築物

- ・木造一戸建て住宅(プレハブ造は対象外)
- ・耐震診断を行い、耐震性が不足していると判定されたもの(評点 Iw1.0 未満のもの)で、補強設計が完了しているもの。

募集期間

- ・令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

補助金額

- ・耐震改修工事費(表 4 による補助対象事業費が上限)の 10 分の 10

表 4

区分	条件等	補助対象事業費	補助金の上限
木造	補強後の判定値(Iw)が 1.5 以上	1,250,000 円	1,250,000 円

【問い合わせ先】 総務課 ☎ 6 6 - 3 1 1 2